

土木事業における地質・地盤リスクマネジメントのガイドライン

平成28年11月に発生した博多駅前道路陥没事故を契機とする社会資本整備審議会・交通政策審議会答申「地下空間の利活用に関する安全技術の確立について」（平成29年9月）を受け、国土交通省及び土木研究所では、平成31年3月に学識経験者及び業界団体有識者からなる「土木事業における地質・地盤リスクマネジメント検討委員会」を設置し、令和2年3月に「土木事業における地質・地盤リスクマネジメントのガイドライン」を作成しました。

同ガイドラインは、最新の国際基準であるISO31000「リスクマネジメント」をベースとして、リスクマネジメントの基本的な考え方の整理、体制と組織、導入と運用における留意点などを取りまとめた上で、導入運用の手順等を示しています。

導入にあたっては、画一的な方法を求めるのではなく、個別の事業・事業者に応じた対応、体制作りができるよう、リスクマネジメントを効果的・合理的に導入するためのフレームを提示することに力を入れています。

特に地質・地盤リスクに関連するトラブルの多くは、関係者間の情報伝達・共有の不備や認識の相違が要因であるとの考えから、関係者がリスクに関する情報を共有し、役割を分担して連携して対応する体制をONE-TEAM体制と呼ぶこととしています。ガイドラインの背景と概要は土木技術資料2021年1月号でも報告されていますので、あわせてお読みください。

参考文献

- 1) 土木事業における地質・地盤リスクマネジメントのガイドライン、2020.3
<https://www.pwri.go.jp/jpn/research/saisentan/tishitsu-jiban/pdf/georisk-guideline2020.pdf>
- 2) 佐々木靖人：土木事業における地質・地盤リスクマネジメント技術、土木技術資料Vol.63-1、pp.18～21、2021.
- 3) 阿南修司：土木事業における地質・地盤リスクマネジメントのガイドライン、土木技術資料Vol.63-1、pp.50～51、2021.

地質・地盤リスク

ISO31000リスクマネジメントでは、組織の目的に不確実性が与える影響をリスクと定義しています。言い換えれば、計画や想定との乖離によって生じる影響のことです。これらのリスクのうち、地質・地盤の不確実性から発生するものが**地質・地盤リスク**です。

従来、リスクというと、損害(被害)に発生確率を乗じた、損害の期待値を指すことが一般的ですが、2009年制定のISO31000では、好ましい結果も好ましくない結果も含めて、目的に対する影響、と定義されています。これは不確実さによる影響が好ましいか、好ましくないかは、事業の目的や

事業を行うは組織の立ち位置などで変化してしまうためです。リスクマネジメントは好ましくない結果を回避するために行われることが多く、実用上リスクの定義にそれほどこだわる必要はありませんが、これらを区別するためには、従来のリスクを「古典的リスク」と呼ぶ場合があります。